

石狩川（下流）水系流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「石狩川（下流）水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、石狩川下流流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長、副会長を置き、会長は札幌開発建設部長、副会長は空知総合振興局長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者、気象台、自衛隊等）を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 石狩川下流流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策（以下「流域対策」という。）、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（地域部会）

第5条 会長は、各地域の河川や流域特性を踏まえた流域対策の検討等が必要と判断した場合は、協議会に必要に応じて別表－2の地域単位で地域部会を置くことができる。

- 2 各地域部会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
- 3 各地域部会に部会長、副部会長を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳川河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長、副部会長は、札幌建設管理部事業課長、千歳出張所長、長沼出張所長、岩見沢出張所長、滝川出張所長、旭川建設管理部富良野出張所長とする。
- 4 部会長は、各地域部会の事務を掌理し、部会長が不在のときは副部会長が部会の事務を掌理する。
- 5 地域部会は、各地域における第4条に掲げる事項を実施する。
- 6 部会長は、地域部会の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（他地域部会の構成員、学識経験者、気象台、自衛隊等）を参加させることができる。

7 部会長は、各地域部会を開催した場合は、その結果（構成員から提出された資料、議事概要）を会長に書面で報告するものとする。

（会議の公開）

第6条 協議会及び地域部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができます。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料及び地域部会から報告された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会の了解を得て公表しないものとする。

2 各会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会及び地域部会において、庶務を行うため事務局を置く。

2 協議会の事務局は、別表－1に示す者とする。

3 第5条第1項に基づき地域部会を設置した場合の地域部会の事務局は、別表－2に示す者とする。

4 事務局は、協議会及び地域部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域対策等の調整を行う。

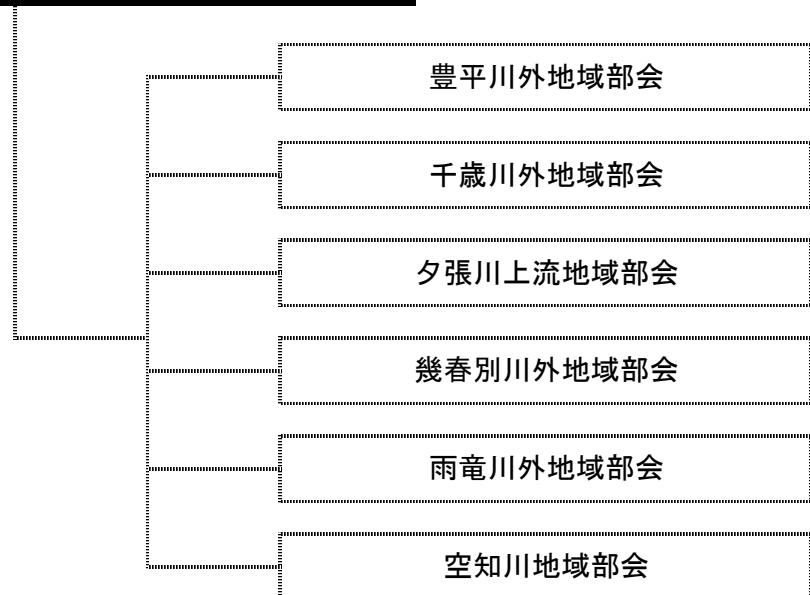
（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、令和2年9月23日から施行する。

石狩川(下流)水系流域治水協議会



別表－1

石狩川(下流)水系流域治水協議会 構成員名簿

関係機関	構 成 員
北海道開発局	札幌開発建設部長（会長）
北海道	石狩振興局長 空知総合振興局長（副会長） 上川総合振興局長 空知総合振興局副局長（建設管理部担当） 上川総合振興局副局長（建設管理部担当）
市町村	札幌市長 奈井江町長 江別市長 上砂川町長 千歳市長 由仁町長 恵庭市長 長沼町長 北広島市長 栗山町長 石狩市長 月形町長 当別町長 浦臼町長 新篠津村長 新十津川町長 夕張市長 妹背牛町長 岩見沢市長 秩父別町長 美唄市長 雨竜町長 芦別市長 北竜町長 赤平市長 沼田町長 三笠市長 富良野市長 滝川市長 上富良野町長 砂川市長 中富良野町長 歌志内市長 南富良野町長 深川市長 幌加内町長 南幌町長
事務局	札幌開発建設部 河川計画課長 河川整備保全課長 石狩振興局 地域創生部主幹 空知総合振興局 地域創生部主幹 空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課長、治水課長 上川総合振興局 地域創生部地域政策課主幹 上川総合振興局 旭川建設管理部 維持管理課長、治水課長 札幌市 河川事業課長 河川管理課長

石狩川（下流）水系流域治水協議会 員会構成部域

別表-2